

## 固定資産税(償却資産)と国税(法人税・所得税)の取扱いの比較

	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税の取扱い(法人税・所得税)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法 ※減価率は法人税法等の「旧定率法」の償却率と同じ	○建物並びに平成28年4月1日以後に取得をする建物付属設備及び構築物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制 ○定率法を選択した場合 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法(200%定率法)」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません (圧縮前の取得価額を記入してください。)	認められます
特別償却、割増償却の制度(租税特別措置法)	認められません	認められます
増加償却の制度(法人税、所得税)	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)
改良費	区分評価	原則区分評価